

生坂村農業用ハウス等設置支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高収益な野菜等の生産振興及び地場野菜等の出荷の促進、並びに自然災害から農作物を守るとともに、農業施設が被災した場合の復旧、農業者の農業経営の安定を図るために、農業用ハウス等、災害対策に資する施設(以下「園芸施設等」という。)の設置に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、生坂村補助金等交付規則(昭和51年規則第4号)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者等)

第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、村内に住居し、及び所在する個人、法人、団体で、出荷を目的とした農作物の栽培を行っており、総耕作面積30a以上を有している者とする。ただし、補助対象者が公租公課、各種料金等を滞納している場合は、補助金交付の対象外とする。

- 2 自然災害により園芸施設等が被災し、村長が認めた場合は、過去にこの要綱に基づく補助金を受けている場合も交付することができる。
- 3 単年度において対象とする園芸施設等は、村内のほ場に設置するものとし、個人(同一世帯で1人のみ)、法人、団体ごとに1基を限度とする。
- 4 園芸施設等の設置ほ場は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第20条の規定に基づく公告により農地の利用権の設定を受けている村内の農地、若しくは農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構から借り受けている村内の農地、又は個人、法人、団体が所有する村内の農地であること。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象事業費」という。)は、出荷を目的とした農作物の生産に要する園芸施設等の新設、及び災害にともない全壊した施設本体の再建に係る経費(消費税、及び地方消費税は除く。)とし、国、県等からの補助金等を受け取る場合も対象とする。ただし、暖房設備、かん水施設等の附帯設備、中古資材、及び補助対象となった園芸施設等の更新に係る経費は対象外とする。

- 2 補助対象事業費は、300,000円以上とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業費の3分の1に相当する額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、300,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者が、補助金の交付を受けようとする場合は、生坂村農業用ハウス等設置支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 設置予定場所の位置図
 - (2) 見積書の写し
 - (3) 設置する土地の権原が確認できる書類
 - (4) その他村長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定の通知)

第6条 村長は、前条の規定により提出された書類を審査の上、交付の可否を決定し、生坂村農業用ハウス等設置支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の変更)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該交付決定の内容を変更しようとするときは、生坂村農業用ハウス等設置支援事業補助金変更交付申請書(様式第3号)に交付決定通知書の写しを添えて村長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、「生坂村農業用ハウス等設置支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)」とあるのは「生坂村農業用ハウス等設置支援事業補助金変更交付(不交付)決定通知書(様式第4号)」と読み替えるものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、事業が完了したときは、速やかに生坂村農業用ハウス等設置支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
 - (2) 完成写真
 - (3) その他村長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第9条 村長は、前条の規定による実績報告があったときは、当該報告の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、生坂村農業用ハウス等設置支援事業補助金確定通知書(様式第6号。以下「確定通知書」という。)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条の確定通知書を受けた交付決定者は、生坂村農業用ハウス等設置支援事業補助金交付請求書(様式第7号)により村長に補助金を請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されている場合は、生坂村農業用ハウス等設置支援事業補助金交付決定取消通知書及び返還請求書(様式第8号)により交付決定者にその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱による補助の対象となった園芸施設等の設置完了後 3 年を経過しない間に当該園芸施設等を撤去し、又は交付決定を受けた以外の用途に使用したとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたことが明らかになったとき。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。